## 都道府県が作成する係数

番号	係 数 名	内 容	用 途
1	都道府県統一の賦課限度額 (医療分・市町村標準保険料率算定用) (令和8年度)	<mark>66</mark> 万円以下で定める。	市町村標準保険料率(都道府県統一の賦課限度額に基づく標準保 険料率・医療分・所得割率・資産割率)算定に使用。
2	都道府県統一の賦課限度額 (後期高齢者支援金等分・市町村標準保険料率算定用) (令和8年度)	<mark>26</mark> 万円以下で定める。	市町村標準保険料率(都道府県統一の賦課限度額に基づく標準保 険料率・支援金分・所得割率・資産割率)算定に使用。
3	都道府県統一の賦課限度額 (介護納付金分・市町村標準保険料率算定用) (令和8年度)	17万円以下で定める。	市町村標準保険料率(都道府県統一の賦課限度額に基づく標準保 険料率・介護分・所得割率・資産割率)算定に使用。
4	都道府県統一の賦課限度額 (子ども・子育て支援納付金分・市町村標準保険料率算定用) (令和8年度)	令和8年度の標準保険料率の算定において、賦課限度額が示される までは、設定しない。	市町村標準保険料率(都道府県統一の賦課限度額に基づく標準保 険料率・子ども分・所得割率・資産割率)算定に使用。
5	都道府県繰入金(1号分·医療分) (令和8年度)	下式により推計する。また、2号分と相互に流用可能とする。都道府県繰入金(1号分・医療分)(令和8年度)=9/100 × {補助対象保険者負担額(令和8年度)-0.5×(保険者支援制度(医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の合算)(令和8年度)+保険料軽減額(保険基盤安定制度分・医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の合算)見込額(令和8年度))-前期高齢者交付金(令和8年度)+前期高齢者納付金(令和8年度)-算定可能な都道府県繰入金(医療分・都道府県繰入金2号分の一部)(令和8年度)-第変緩和分(医療分・都道府県繰入金1号分の一部)(令和8年度)-激変緩和分(医療分・都道府県繰入金2号分の一部)(令和8年度)	保険料収納必要総額(医療分)の算出に使用。
6	都道府県繰入金(1号分·後期高齢者支援金等分) (令和8年度)	下式により推計する。 都道府県繰入金(1号分・後期高齢者支援金等分)(令和8年度) =9/100 ×後期高齢者支援金等(令和8年度) 一激変緩和分(後期高齢者支援金等分・都道府県繰入金1号分の一部)	保険料収納必要総額(後期高齢者支援金等分)の算出に使用。
7	都道府県繰入金(1号分·介護納付金分) (令和8年度)	下式により推計する。 都道府県繰入金(1号分・介護納付金分)(令和8年度) =9/100 ×介護納付金(令和8年度) 一激変緩和分(介護納付金分・都道府県繰入金1号分の一部)	保険料収納必要総額(介護納付金分)の算出に使用。
8	都道府県繰入金(1号分・子ども子・育て支援納付金分) (令和8年度)	下式により推計する。 都道府県繰入金(1号分・子ども・子育て支援納付金分)(令和8年度) =9/100 ×子ども・子育て支援納付金(令和8年度)	保険料収納必要総額(子ども・子育て支援納付金分)の算出に使用。
9	算定可能な都道府県繰入金(医療分・都道府県繰入金2号分の一部) (令和8年度)	2号繰入金を活用した算定可能な特別交付金のメニューについて、 市町村ごとの令和8年度交付見込額を推計する。	標準保険料率の算定に必要な保険料総額(医療分)の算定に使 用。
10	激変緩和分(医療分・都道府県繰入金1号分の一部)	激変緩和のシミュレーション等による見込額を設定する。	各市町村の納付金(医療分)の算定に使用。
11	激変緩和分(後期高齢者支援金等分・都道府県繰入金1号分の一部)	激変緩和のシミュレーション等による見込額を設定する。	各市町村の納付金(後期高齢者支援金等分)の算定に使用。
12	激変緩和分(介護納付金分・都道府県繰入金1号分の一部)	激変緩和のシミュレーション等による見込額を設定する。	各市町村の納付金(介護納付金分)の算定に使用。
13	激変緩和分(医療分・都道府県繰入金2号分の一部)	激変緩和のシミュレーション等による見込額を設定する。	標準保険料率の算定に必要な保険料総額(医療分)の算定に使 用。
14	激変緩和用の特例基金繰入金 (令和8年度)	令和6年度以降は廃止のため、「0」円とする。	保険料収納必要総額(医療分・一般分)の算定に使用。
15	高額医療費負担金調整係数(令和8年度)	「高額医療費負担金計算ワークシート」を用いて計算する。 高額医療費負担金調整係数(令和8年度) =高額医療費負担金(都道府県単位・令和8年度) /(1/3×(当該都道府県内各市町村の過去3年分の90万円超のレセプトの90万超部分の合計))	保険料収納必要総額(医療分)の算定に使用。

16	特別高額医療費共同事業負担金調整係数 (令和8年度)	「高額医療費負担金計算ワークシート」を用いて計算する。 特別高額医療費共同事業負担金調整係数(令和8年度) =特別高額医療費負担金(都道府県単位・令和8年度) /(1/3×(当該都道府県内各市町村の過去3年分の420万円超のレセプトの200万超部分の合計)) 特別高額医療費負担金(都道府県単位・令和8年度)は「国から示すべき係数」とした。	保険料収納必要総額(医療分)の算定に使用。
17	都道府県の事業費 (令和8年度)	都道府県の国民健康保険に係る事業費として保険料を財源とする費 用を設定する。	保険料収納必要総額(医療分)の算定に使用。
18	過年度調整(納付金の過多) (令和8年度)	令和8年度決算が見込まれない場合には、「O」円とすることも可能である。	保険料収納必要総額(医療分)の算定に使用。
19	財政安定化基金積立金(都道府県分·返済分) (令和8年度)	令和8年度決算が見込まれない場合には、「O」円とすることも可能である。	保険料収納必要総額(医療分)の算定に使用。
20	財政安定化基金積立金(都道府県分·補填分) (令和8年度)	令和8年度決算が見込まれない場合には、「O」円とすることも可能である。	保険料収納必要総額(医療分)の算定に使用。
21	財政安定化基金積立金(市町村分·返済分) (令和8年度)	令和8年度決算が見込まれない場合には、「O」円とすることも可能である。	各市町村の納付金の算定に使用。
22	財政安定化基金積立金(市町村分·補填分) (令和8年度)	令和8年度決算が見込まれない場合には、「O」円とすることも可能である。	各市町村の納付金の算定に使用。
23	標準的な収納率(医療分) (令和8年度)	御退肘宗が足のる信仰的な収削率とし、版体映台に除る収削率を設しまする	都道府県の定める各市町村の標準的な翌年度の保険料収納率であり、各市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の補正及び各市町村ごとの納付金基礎額の算定に使用。
24	標準的な収納率(後期高齢者支援金等分) (令和8年度)	17: d A	都道府県の定める各市町村の標準的な翌年度の保険料収納率であり、各市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の補正及び各市町村ごとの納付金基礎額の算定に使用。
25	標準的な収納率(介護納付金分・40歳以上が属する世帯のみ) (令和8年度)	都道府県が定める標準的な収納率とし、介護保険第2号被保険者に 係る収納率を設定する。	都道府県の定める各市町村の標準的な翌年度の保険料収納率であり、各市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の補正及び各市町村ごとの納付金基礎額の算定に使用。
26	標準的な収納率(子ども・子育て支援納付金分) (令和8年度)	都道府県が定める標準的な収納率とし、被保険者に係る収納率を設定する。 令和8年度については、医療分の収納率を用いることが考えられる。	あり、各市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の補正
27	審査支払手数料単価 (令和8年度)	各都道府県の国保連から都道府県へ提出する。	審査支払手数料の推計値の算出に使用。
28	審査支払件数(各市町村ごとの数値)(令和8年度)	審査支払件数(市町村単位・令和8年度) =審査支払件数(市町村単位・令和6年度) ×審査支払件数伸び率(市町村単位・令和6年度~令和8年度) 審査支払件数伸び率(令和6年度~令和8年度) =審査支払件数(市町村単位・令和6年度) /審査支払件数(市町村単位・令和4年度)	審査支払手数料の推計値の算出に使用。
29	概算納付金額 (令和6年度)	「令和6年度 介護給付費・地域支援事業支援納付金納付通知書」 の別紙1の令和6年度「(1)概算納付金額」を入力	介護納付金の算定に使用。
30	第2号被保険者数 (令和6年度)	「第2号被保険者数等報告書」の「② 40歳以上65歳未満の加入者数」の計欄の合計欄の数値から「③ ②のうち第2号被保険者非該当者数」の計欄の合計欄の数値を控除した数値の12分の1の数値を入力	介護納付金の算定に使用。

## 令和元年度から各都道府県が作成する数値

番号	項目名	内 容	用 途
1	退職被保険者等に係る概算後期高齢者支援金相当額 (令和6年度)	「↑和O午及以降、返職有医療制度の経過指重が発生されたにの、 「∩」中を設定する	療養給付費等交付金の算定に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
2	退職被保険者等に係る概算調整対象基準額相当額 (令和6年度)	市和6年度以降、返職有医療制度の経過指直が廃止されたにの、  「0」中を設定する	療養給付費等交付金の算定に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
3	各市町村の確定被保険者数 (令和6年度)	「↑和O年度以降、返職有医療制度の経過指重が発生されたにの、 「∩」人を設定する	療養給付費等交付金の算定に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
4	各市町村の確定退職被保険者等数 (令和6年度)	「↑和O午及以降、返職有医療制度の経過指重が発生されたにの、 「∩」人を設定する	療養給付費等交付金の算定に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
5	当該保険者概算後期高齢者支援金額 (令和6年度)	支払基金より送付のあった「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費の前期調整に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入力)

		·	
6	当該保険者加入者数(省令第20条第2項) (令和6年度)	本年度、「令和6年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「加入者数」の「平均」欄を記入	後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費の前期調整に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入力)
7	当該保険者加入者数(省令第19条第2項第1号) (令和6年度)	本年度、「令和6年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「加入者数」の「平均」欄を入力 (第8表「総加入者見込数の伸び率(省令第19条第2項第2号)」を乗じるための数)	後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費の前期調整に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入力)
8	当該保険者概算前期高齢者納付金額 (令和6年度)	支払基金より送付のあった「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	
9	当該保険者給付費額(若人の給付費額) (令和6年度)	本年度、「令和6年度 法定給付費額報告書(前期様式第9号)」により支払基金へ報告した「1 医療に関する給付の額(単位:円)」の「合計」の「計」欄を記入 ※現物給付分と現金支給分の合計	前期高齢者納付金を算定し、保険給付費の前期調整に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入力)
10	当該保険者前期高齢者加入者数 (令和6年度)	本年度、「令和6年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「うち前期高齢者である加入者数」の「平均」欄を記入	前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費 の前期調整に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
11	当該保険者病床転換支援金額 (令和6年度)	支払基金より送付のあった「令和6年度 高齢者医療制度及び病床 転換助成事業納付金額期別内訳」の別紙2「病床転換支援金額」の 「医療費」欄を入力(すなわち0円)	前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費 の前期調整に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
12	当該保険者前期高齢者給付費額 (令和6年度)	「令和 年 月分 前期高齢者給付費額報告書(前期様式第10号)」により支払基金へ報告した「1 前期高齢者給付費額」の「合計」欄を年度合計した額から、「2 前期高齢者である加入者に係る第三者納付金等収入(調定)額」の「合計」欄を年度合計した額を控除した額を記入 ※現物給付分は3-2ベース、現金給付分は4-3ベース(第三者納付金等は4-3ベース)	前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費 の前期調整に使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
13	当該保険者概算調整対象基準額 (令和6年度)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、「O」円を設定する。	退職者前期調整額を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に 使用。 (令和元年度以降は都道府県が作成し都道府県入力マスタへ入 力)
14	当該保険者概算前期高齢者交付金額 (令和6年度)	支払基金より送付のあった「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	